

農泊分野における代替データを活用した効果分析実施に関する連携協定

農林水産省大臣官房統計部（以下「甲」という。）と東京大学大学院工学系研究科和泉研究室（以下「乙」という。）は、甲が令和4年度から実施している政策部局におけるデータ等に基づく政策立案を支援（EBPMの取組への支援等）し、施策の必要性等について説得力のある説明を行うためのデータ等を提供する取組の一環として、農泊分野における代替データを活用した効果分析を連携して実施するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する農泊分野に関する農泊実施に係る効果分析において、携帯端末の位置情報や SNS の投稿データ等をはじめとした代替データを活用した分析の実施を目的として、甲及び乙が連携協力を行うにあたって必要な事項を定めるものである。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携協力して実施するものとする。

- ①農泊地域（農泊推進対策採択地域）の類型化
- ②農泊地域における農泊実施による効果（所得創出や関係人口の増加等）の定量化
- ③農泊におけるコンテンツ等の満足度分析

（本協定を支援するために参画する者）

第3条 甲及び乙は、本協定の連携協力事項を実施するに当たり、次に掲げる者を本協定を支援するために参画させるとともに、本協定に定める自己の責任・義務について遵守させるものとする。

- ①慶應義塾大学経済学部・大学院経済学研究科 教授 [REDACTED]
- ②一橋大学大学院経営管理研究科 准教授 [REDACTED]

(調査票情報等の提供)

第4条 本協定の実施にあたり、甲が実施する統計調査の調査票情報を必要とする場合は、甲は統計法第33条の規定に基づき、次に掲げる統計調査の調査票情報を乙に提供するものとする。

①農林業センサス

②漁業センサス

③6次産業化総合調査

2 前項に定める以外の情報を必要とする場合は、甲は当該情報の使用に係る手続等に関する所要の事務を行うとともに、乙に対して最大限の支援を行うものとする。

(調査票情報等の使用)

第5条 乙は、前条の規定により提供を受けた調査票情報等について、本協定を実施する目的のみで使用し、それ以外の目的で使用しないものとし、かつ甲に無断で第三者に提供しないものとする。

2 乙は、前項の調査票情報等及びこれを加工した情報について、本協定の実施に従事しない者のアクセスを禁止する措置を講ずることができるコンピューターにおいて使用し、他のコンピューターへの転送、移送等は行ってはならない。

3 乙は、調査票情報等の漏洩、窃用が生じないように、調査票情報等を適切に管理・使用しなければならない。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定の実施により得られた相手方の秘密情報であって、提供の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は相手方より秘密であることを告げた上で口頭で開示された情報について、秘密を保持するように適切に管理し、本協定に関する業務に従事する者以外に漏洩し、又は開示してはならない。

2 甲及び乙は、本協定の実施により個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に規定する情報をいう。）を取り扱う場合は、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲及び乙は、本協定に規定する業務を実施するために必要な経費を、それぞれの予算の範囲内で負担するものとする。

(業務の委託)

第8条 甲及び乙は、本協定に規定する業務の一部を第三者に委託することができる。

- 2 前項にしたがって委託する場合は、甲及び乙はこの旨を事前に相手方に通知する。
- 3 甲及び乙は、前項により業務の一部を第三者に委託する場合、本協定に定める自己の責任・義務について受託者に遵守させるよう必要な措置をとるものとする。

(成果の取り扱い)

第9条 本協定に係る連携協力実施において得た成果の帰属については、必要に応じて、甲及び乙が協議して定める。

- 2 甲及び乙は、成果を外部に発表する際は、事前に相手方に対して発表内容を通知するものとする。
- 3 甲及び乙は、前項の場合において、発表内容に次の各号に該当する情報を含む場合は、相手方の同意を得るものとする。
 - 一 相手方の秘密情報
 - 二 相手方が単独で創製した成果

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、締結の日から令和6（2024）年3月31日までとするが、必要な場合は、甲乙合意の上、期間を延長することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、両者協議のうえ、この協定を解約することができる。

(その他)

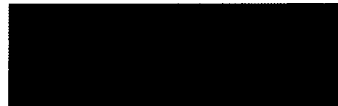
第11条 この協定の条項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して解決するものとする。

以上の協定の証として、この協定書2通を作成し、甲及び乙の代表者が記名のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和4年6月18日

甲 農林水産省大臣官房統計部

統計部長



乙 東京大学大学院工学系研究科

教授

